

株式会社エーワンパッケージ

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日 ～ 令和12年1月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：育児休業に関する規定の整備、育児休業中における待遇および育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。

<対策>

- ・令和7年2月～ 法に関する諸制度の調査・規程の見直し
- ・令和7年3月～ 従業員に対する説明資料の整備
- ・令和7年4月～ 従業員へ説明や資料の配布で周知する
対象者への説明（男性の取得促進）

目標2：従来、主として男性労働者が従事してきた職務への女性労働者を積極的に配置する取組を推進する。

- ・令和7年2月～ 実施可能な職種・職場の拡大検討
- ・令和9年9月～ 職場環境の見直し・資格取得支援等の整備
- ・令和10年4月～ 配置・採用（女性増員）の開始

目標3：令和12年1月末までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- ・令和7年2月～ 年次有給休暇の取得状況を管理（5日以上/人を継続）
- ・令和8年9月～ 部門別取得状況を調査・ヒアリングの実施
- ・令和9年9月～ 計画的取得に向けた研修会の実施
- ・令和10年9月～ 業務の平準化・生産性向上への取組を推進

目標3：若年者の能力開発や安定就労を推進するため、若年者に対するインターンシップの機会を増やす。

<対策>

- ・令和7年2月～ 現状の実施状況の検証
- ・令和8年4月～ 現状の実施状態を維持・継続
- ・令和10年4月～ 新たな機会を検討・従業員への周知
- ・令和11年4月～ 新たなインターンシップ受入れ開始